

令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜 推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜 新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる実施要綱

島根県教育委員会
松江市教育委員会

■推薦選抜等の基本原則

島根県公立高等学校入学者選抜 推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜（以下「推薦選抜等」とする）の検査場は志願先の高等学校（以下「学校会場」とする）とし、選抜方法は、面接及び作文・実技検査等とする。

検査場の運営は各高等学校が担当し、面接は令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」とする）に基づき、対面で実施する。

■対応の概要

1. 松江会場の設置

検査場への移動等における新型コロナウイルス感染症等の感染リスクを軽減するため、「会場等の特別措置」として、通常の学校会場とは別に、高等学校所管の教育委員会は松江会場を準備する。

(1) 各高等学校長は、検査場を松江会場に設定することができる。

(ア) 松江会場を設定する際は、高等学校所管の教育委員会と個別に協議した上で決定する。協議の最終期限は12月19日（月）とする。ただし、その後の感染状況により、別途、協議する場合がある。

(イ) 松江会場を設定した学校は、募集要項やホームページ等を通じて受検者や中学校等に周知する。

(2) 県教育委員会は松江会場設定校一覧を作成し、同ホームページに掲載する。なお、掲載時期は12月下旬とする。

(3) 松江会場を設定できる期日は、令和5年1月19日（木）、20日（金）とする。

(4) 松江会場における検査は、設置する高等学校により運営され、学校会場と同様の検査を実施する。ただし、緊急対応として、松江会場と学校会場をつないだオンラインによる面接を認める場合がある。

(ア) オンラインによる面接は、志願者が承諾した場合のみとする。

(イ) オンラインによる面接の途中で機器の不具合等により面接が実施できなくなった場合は、別途、面接の機会を保障する。

(ウ) オンラインによる面接の実施にあたっては、高等学校所管の教育委員会事務局が当該高等学校の運営を補助する。

2. 高等学校近隣の公共施設を活用した検査場の設置

各高等学校長は校内において感染が広がるなど、検査を学校会場で実施することが困難となった場合、松江会場の他に学校近隣の公共施設で検査を実施することができる。

(ア) 会場手配については、高等学校所管の教育委員会が、高等学校と協力して行う。

(イ) 会場手配については、県内の各市町村教育委員会に協力を依頼することができる。

3. 別の受検日の設定

各高等学校が設定した実施日に、新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検者が出た場合、別の実施日（以下「別日」という）として令和5年1月25日（水）を設定する。

(1) 検査場

(ア) 学校会場を基本とする。

(イ) 感染状況に応じ、高等学校所管の教育委員会は、当該高等学校長と協議の上、別に準備することがある。

(2) 受検対象者

各高等学校が設定した実施日に、新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検者で、医師の診断書等の公的証明書類を提出し、当該高等学校長が認めた者。

(3) 選抜方法

通常の学校会場での検査と同様とする。

(4) 受検までの流れ

(ア) 新型コロナウイルス感染症等により受検できない受検者の在籍する中学校等の校長は、すみやかに受検する高等学校長に状況を連絡するとともに、別日での受検希望の有無を伝える。

(イ) 連絡を受けた高等学校長はすみやかに県教育委員会教育指導課に報告し、別日での検査実施について協議する。

(ウ) 別日での受検を希望する受検者は、1月20日（金）10時までに、当該高等学校長に医師の診断書等の公的証明書類を提出する。

(エ) 当該高等学校長は、提出された書類等を確認し、別日の受検対象者を決定するとともに、面接等の時間及び場所を指定し、受検者の在籍する中学校等の校長を通じて受検対象者へ通知する。

4. 入国制限のある国・地域に居住する受検者への対応

入国制限のある国・地域に居住する者が受検する際は、感染状況に応じて、高等学校所管の教育委員会は、受検先の高等学校と協議の上、取扱いを決定する。

■手続要領

1. 松江会場を設定する高等学校へ志願する場合の手続

(1) 志願者の手続

松江会場の受検を希望する場合は、出願の際に提出する入学願書（様式第1号）右部の受検票の検査場名（※印）欄に「**松江会場**」と朱書きする。学校独自に作成された推薦選抜等の入学願書に「松江会場」と印字されている場合は、朱書きで○をする。

(2) 中学校等の校長の手続

実施要綱のP14(3)出願手続イ(エ)で求める公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（推薦選抜用）の特記事項欄に「松江会場」と記入する。

(3) 高等学校の事務処理等

(ア) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（推薦選抜用）の写し1部を、令和5年1月16日（月）15時までに県教育委員会教育指導課長に提出する。

(イ) オンラインによる面接を実施する可能性がある場合は、志願者に緊急時の場合を想定し

てあらかじめオンラインによる面接に係る同意書の提出を求めたり、募集要項等に明記したりすることで、事前に同意を得ておく。

2. 高等学校近隣の公共施設を活用した検査場を設置する場合の手続

(1) 志願者の手続

通常の学校会場での検査と同様とする。

(2) 中学校等の校長の手続

通常の学校会場での検査と同様とする。

(3) 高等学校の事務処理等

(ア) 検査実施日前日までに、受検者の在籍する中学校等の校長を通じて受検対象者へ通知する。

(イ) 検査の内容は通常の学校会場での検査と同様とする。

3. 別日で受検する場合の手続

(1) 志願者の手続

公的証明書類を添え、「推薦選抜等 別日 受検願（様式Ⅰ）」を、受検者の在籍する中学校等の校長を経由し、1月20日（金）10時までに、出願先の高等学校長に提出する。

(2) 中学校等の校長の手続

中学校等の校長は、以下に示すア～ウのものを、1月20日（金）10時までに、出願先の高等学校長に提出する。

ア 推薦選抜等 別日 受検願（様式Ⅰ）1部

イ 公的証明書類（医療機関等が発行する診断書等の証明書など）1部

ウ 推薦選抜等 別日 受検者名簿（様式Ⅱ）3部

(3) 高等学校の事務処理等

(ア) 中学校等の校長から提出を受けた高等学校長は、別日を受検する理由を審査し、高等学校所管の教育委員会と協議の上、正当と認めた場合、受検を許可する。

(イ) 受検を許可した高等学校長は、1月20日（金）11時までに別日の受検者確定数を電話で県教育委員会教育指導課長に報告する。

(ウ) 受検を許可した高等学校長は、「推薦選抜等 別日 受検者名簿（様式Ⅱ）」に検査場を記入のうえ、1月20日（金）17時までに、中学校等の校長を通じ受検者に通知する。

(エ) 受検を許可した高等学校長は、1月20日（金）17時までに「推薦選抜等 別日 受検者名簿（様式Ⅱ）」1部を県教育委員会教育指導課長に提出する。

(4) その他

(ア) 別日の受検者の受検料は追加徴収しない。

(イ) 別日の受検者は推薦選抜等で交付された受検票を持参する。

4. その他

(1) 受検上の注意等は各高等学校の指示による。

(2) 実施要綱「Ⅲ 特別な配慮を必要とする場合の措置」2申請手続き(3)については、推薦選抜等においても同様とする。

(3) 不測の緊急事態に備え、高等学校から中学校、受検者への連絡方法を確認しておくこと。

(様式 I)

令和 5 年度島根県公立高等学校入学者選抜
推薦選抜等 別日 受検願

令和 年 月 日

島根県教育委員会 様

志願者 ふりがな 氏 名

生年月日 平成 年 月 日

現住所

在籍又は出身中学校名

推薦選抜等受検番号

入学志願先高等学校名

高等学校 科

志願者の保護者氏名

私は、下記の理由により令和 5 年度島根県公立高等学校入学者選抜（推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜）を受検できなかったため、別日での受検を認めていただきますようお願いいたします。

記

推薦選抜当日に受検できなかった理由

上記の理由に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

印

注：医師の診断書等を添付すること

(様式Ⅱ)

令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜
推薦選抜等 別日 受検者名簿

中学校名

校長氏名

印

※検査場	受検番号	氏 名	性別	備 考

上記のとおり検査場を決定する。

令和 年 月 日

※

高等学校長

印

(記入上の注意)

- 1 ※欄は、高等学校において記入する。
- 2 受検番号は、推薦選抜等において交付された受検票の受検番号を記入する。